

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日となる)

目 次

◇ 告 示 保険医等の登録（保険課）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）

第三十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領（労政能力開発課）

飼料の試験の結果の概要（畜産課）

保安林の指定予定（二件）（森林保全課）

保安林の指定の解除予定（四件）（ 〃 ）

過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の幹線官渠等の設置に関する工事の開始（下水道課）

◇ 選 管 告 示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

◇ 正 誤 平成八年九月二十四日付鳥取県告示第六百五十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険

医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認
保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政
令第八十七号）第九条の規定により次のとおり告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
難 波 清 人	鳥医第五四四〇号	平成九年一月二十一日
杉 下 進 一	鳥業第一〇一二号	平成九年一月十日
井 上 敬 子	鳥業第一〇一一号	平成九年一月十六日

鳥取県告示第八十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがある
ので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年
法律第九十九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
林 喜 朗	ホームセンタージュンテンドー駅前店	鳥取市南吉方二丁目三二

鳥取県告示第九十号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十六期鳥取県地方労働
委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭
和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領
推薦する者の資格

1 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

2 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱いすることを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

三 推薦手続

1 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。

2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。

五 推薦期間

平成九年二月十二日から同月二十八日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 様

事務所所在地

(電話番号)

労働組合又は

使用者団体名

代表者氏名

㊟

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位又は使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴	備 考

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第九十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成八年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を

次のとおり公表する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要								
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	備考	
兵庫県神戸市西日本くみあい飼料株式会社神戸工場	倉吉市清谷鳥取県農業協同組合連合会大塚倉庫	くみあい配合飼料和牛肥育専用 匠	平成8年11月	13.7	3.5	5.0	3.3	0.28	0.47	13.1		
		くみあい配合飼料グリーンフレック	〃	13.8	3.3	7.0	5.2	0.65	0.43	13.3		
		くみあい配合飼料コープエック	〃	18.3	5.0	3.1	12.2	3.35	0.65	11.9		
		くみあい配合飼料モーレット	平成8年10月	22.2	5.1	3.9	5.8	0.89	0.61	12.6		
福岡県北九州市協同飼料株式会社門司工場	倉吉市小鶴553-1 有限会社桑田飼料店	マンナメント	〃	19.1	3.2	3.5	5.2	0.76	0.44	14.1		
兵庫県加古川市明治飼糧株式会社加古川工場		協同印プライムビーム前期	〃	15.7	3.0	7.5	5.9	0.79	0.57	13.0		
兵庫県神戸市昭和産業株式会社神戸工場		協同印ママ・8ーリードG	平成8年11月	19.8	6.2	2.7	4.9	0.76	0.62	11.3		
		協同印ママ・8ーソアー	平成8年10月	20.3	5.9	1.9	5.0	0.82	0.63	12.1		
		協同印ママ7ハニーS	平成8年11月	21.6	4.1	0.5	6.1	1.15	0.74	10.7		
岡山県倉敷市日本農産工業株式会社水島工場		倉吉市栄町931 鳥取ノーサン商事株式会社	ノーサン印子豚人工乳後期用配合飼料ネオウイニーBプロ	平成8年10月	20.6	5.8	2.4	5.2	0.83	0.66	12.2	
	ノーサン印種豚飼育用配合飼料ブリードS		平成8年11月	16.4	4.7	3.9	4.5	0.65	0.59	12.9		
	ノーサン印若令牛育成用配合飼料ニューグロアー		〃	16.2	3.3	5.0	5.4	0.85	0.54	13.3		
	ノーサン印肉用牛肥育用配合飼料ビーフレック75		〃	12.9	2.9	3.3	4.5	0.60	0.44	13.6		
広島県三原市日和産業株式会社三原工場	東伯郡泊村大字石脇394 中村産業株式会社中部支店	ニチワ印成鶏飼育用配合飼料ニュースター	〃	17.3	5.3	2.6	12.0	3.65	0.60	11.8		
		ニチワ印肉用牛用配合飼料ビーフ72後期用	〃	13.5	3.4	5.1	4.4	0.26	0.71	12.6	Ca 0.09 不足	
		ニチワ印中雛用配合飼料	〃	17.0	4.2	3.4	6.2	1.07	0.82	13.0		
兵庫県神戸市昭和産業株式会社神戸工場		マルニ印配合飼料カーフグロワーS	〃	16.3	3.2	5.3	6.1	1.11	0.80	13.2		
鳥取市倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所二丁目143 倉谷魚粉製造所	60.0%魚粉	〃	66.1	0.3		16.9			11.1		
岡山県倉敷市中部飼料株式会社岡山工場	鳥取市秋里403-1 株式会社イブキ	マル中印肉用牛肥育用配合飼料αビーフ後期	平成8年10月	12.6	3.9	4.5	3.9	0.40	0.42	13.1	Ca 0.10 不足	
		マル中印乳用牛飼育用配合飼料αメリット	〃	16.7	2.8	5.9	5.3	0.75	0.50	12.7		
		マル中印乳肉用牛飼育用飼料αマスター	平成8年11月	23.4	7.8	6.3	5.4	0.71	0.47	10.9		
兵庫県神戸市西日本くみあい飼料株式会社神戸工場	鳥取市五反田町三丁目3 鳥取県農業協同組合連合会	くみあい配合飼料神戸肉用牛	平成8年10月	13.5	2.7	4.7	6.9	1.31	0.66	13.2		
		くみあい標準配合飼料ハイパワーチェック前期	平成8年11月	22.0	4.1	3.1	5.4	1.01	0.67	12.7		
		くみあい配合飼料子牛育成用ニューブリードペレット	平成8年10月	17.9	3.4	4.8	6.0	0.87	0.67	13.7		

注1. 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第九十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市円通寺字下村屋敷上ミ一一九四、一一九八、字下村畑一一九九、一二〇〇、

一二〇四の二

二 指定の目的

土砂の流通の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字後左近ノ一 七三八の六、七三八の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市細見字浅ヶ谷六五六の七から六五六の九まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字大石字下夕乳ヶ平ル九六九・九七〇・字屋奈ヶ坂九七一（以上三

筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字福永字赤松谷東平四二〇・四二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字尾張字権現谷三六七の一・三六七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため
 (次の図)は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十八号

過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第十四条の二第一項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うので、過疎地域活性化特別措置法施行令(平成二年政令第九十一号)第八条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 公共下水道の名称

用瀬町特定環境保全公共下水道

二 工事の内容及び区域

内 容	区 域
幹線管渠	用瀬町大字用瀬字屋敷上へ側上ミ、字屋敷下側上ミ及び字樋ノ口、大字別府字吹出及び字ジャク口並びに大字美成字岩ノ前、字下荒堀、字畑ヶ田、字上早焼、字余井敷ノ下、字高下、字吹出、字川測、字屋敷寺ノ前、字上ノ田、字宮田、字神田、字美コメン、字アヤサム及び字美々ホキ詰の各一部
終末処理場	用瀬町大字美成字アヤサム及び字美々ホキ詰の各一部

三 工事開始の日

平成九年二月七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成九年二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表鳥取医療生協鹿野温泉病院の項の次に次のように加える。

医療法人専仁会老人保健施設ハワイ信生苑

東伯郡羽合町大字上浅津五八一五

二の表鳥取県立智頭心和苑の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム気高あすなろ

気高郡気高町大字八幡字新田南立二六八

正 誤

平成八年九月二十四日付鳥取県告示第六百五十九号(漁業近代化資金の利子補給率の一部改正について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 下 後ろから二 年一・六六パーセント 年一・六パーセント